

日本知能情報ファジィ学会九州支部規約

平成25年4月22日(制定)

平成31年3月30日(改定)

(趣旨)

第1条 この規約は、日本知能情報ファジィ学会（以下、「SOFT」という）の定款（平成28年6月11日改定）第22条の規定に基づいて設置される地域支部のうち、九州地区の活動に当たるものについて、支部規程（平成27年11月改定）に沿って、必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 この地域支部は、「日本知能情報ファジィ学会九州支部」（以下、「本支部」という）と称する。

第3条 本支部に関する事務一般を担当するため、事務局をおくことができる。

第4条 本支部は、SOFTの定款の範囲内で事業を行うが、特に本支部における研究の奨励・推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第5条 本支部は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- イ. 講演会・講習会・研究会などの開催
- ロ. 関連諸学会・協会との協力活動
- ハ. その他、支部が必要と認める事業

(会員)

第6条 本支部は、原則として九州7県および沖縄県に在住（居住、勤務、あるいは在学）するSOFTの会員、および本支部が承認した者をもって構成する。

(役員)

第7条 本支部に次の役員をおき、役員会を構成する。

- イ. 支部長：1名
- ロ. 副支部長：1名または2名
- ハ. 幹事（庶務幹事および会計幹事）：若干名
- ニ. 監事：1名
- ホ. 運営委員：複数名

第8条 役員は、支部会員の中から、役員会の推薦もしくは5名以上の会員の推薦によってきめる。

第9条 支部長は、役員の内選によって、役員の中からきめる。

2 副支部長、幹事、監事は、支部会員の中から支部長が指名する。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

第10条 支部長はこの支部を代表し、支部の事務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは、副支部長のうち、あらかじめ支部長の指名した者がその職務を代行する。

第11条 役員は、この規約に定める事項を執行する。

第12条 役員の内選は2年とする。ただし再任はさまたげない。役員に交替のある時、新役員の内選は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 支部総会は支部会員によって構成され、支部長が招集し、原則として年1回開催される。議長は支部長とする。

2 臨時支部総会は、役員が必要と認めるとき、随時召集することができる。

第14条 次の事項は支部総会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告及び収支決算
- ロ. 事業計画及び収支予算
- ハ. 支部役員を選出
- ニ. 支部規約の変更など

(改正)

第15条 本規約は第7条で定める役員の、3分の2以上の賛成により改正することができる。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本支部に関して必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

- 1. この規約は、平成31年3月30日から施行する。